

## 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第22号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の項中「296,500円」を「337,900円」に改め、同表聴講料の項中「3,800円」を「4,300円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第23号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者」を「この条例の施行の際現に電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者である者」に改める。

## 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第24号

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（熊本県道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 平成16年3月31日から平成18年3月31日までの間に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成17年度分までの占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条又は熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年熊本県条例第66号）附則第3項の規定を適用する。

（熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正）

第2条 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 平成16年3月31日から平成18年3月31日までの間に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成17年度分までの土地占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条の規定を適用する。

（熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部改正）

第3条 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 平成16年3月31日から平成18年3月31日までの間に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部で

あった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。)内に係る平成17年度分までの占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条の規定を適用する。

(熊本県一般海域管理条例の一部改正)

第4条 熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成16年3月31日から平成18年3月31日までの間に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域(当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。)内に係る平成17年度分までの使用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第8条の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第25号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)のたい積

第2条第2項第12号イに次のように加える。

(キ) 面積が10平方メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、高さが1.5メートルを超えるもの

第2条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 面積が10平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、高さが1.5メートル以下であるもの

第2条第3項中「国、県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市の機関(次に掲げる機構等を含む。以下この項において同じ。)」を「国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は次に掲げる機構等(以下この項において「国等」という。)」に、「当該国、県、指定都市又は中核市の機関」を「当該国等」に改める。

第4条第1項中「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「するものとする」に改め、同項第1号イ中「行なわれる」を「行われる」に、「区画」を「区域」に改め、同項第2号ア中「こえない」を「超えない」に改め、同項第5号中「に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない」を「(周辺の土地の状況により風致の維持上又はウ(ア)に掲げる要件による必要がないと認められる場合にあっては、これらの要件を除く。)に該当する」に改め、同号アを次のように改める。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合が20パーセント以上であること。

第4条第1項第5号イ中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「アのほか」を「ア及びイのほか」に改め、同号イ(ア)中「こえる」を「超える」に改め、同号中イをウとし、アの次にイとして次のように加える。

イ 土地の形質の変更に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第4条第1項第5号に次のように加える。

エ 土地の形質の変更を行う土地の区域の面積が1ヘクタール以下のものでウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいては、適切な植栽を行う等により、当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第4条第1項第6号中「行なわれる」を「行われる」に、「そこなう」を「損なう」に改め、同号イ中「択採」を「択伐」に改め、同項第8号中「変更後の色彩が変更の行われる」を「当該変更後の色彩が当該変更の行われる建築物等の存する」に、「調和する」を「著しく不調和でない」に改め、同項第9号中「水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行なう」を「適切な植栽を行う等により行為後の地貌が当該」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積については、たい積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。